

三次市教育委員会告示第 号

三次市立美術館美術品等収集評価委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市立美術館美術品等収集評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 奥田元宋・小由女美術館，三良坂平和美術館，美術館あーとあい・きさ及びはらみちを美術館（以下「美術館」という。）が所蔵する美術品等の収集を適正かつ円滑に行うため，美術品等収集評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，美術館が美術品等を収集しようとするときに，あらかじめ意見を述べるものとする。委員会は，次に掲げる事項を審議する。

- (1) 美術品等の収集の可否について
- (2) 美術品等の評価について
- (3) その他美術品等の収集に関すること

(組織)

第3条 委員会は，委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は，次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 美術館，博物館，大学，研究所等の職員

(2) 美術評論家

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者

2 委員の任期は、原則2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、教育長からの要請に基づき、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(最初の会議)

2 この要綱の施行日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。